

議 事 録

平成31年4月10日

開催場所	伊賀市役所 4階 庁議室	13:30～16:00
会議名	第23回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	浅野 吉岡康 吉岡輝 玉岡 木津 中川 西田 雪岡 藤室 森田安 福永 坂本 仁保 松山 森田克 福地 中尾 二谷 森本 中井 森川 北川 北出 坂口 (計24名)	
欠席者	米澤 宮寄	
事務局	高木 福山 岡森 今出 勝本	
議 事		
議長	皆さまおそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第23回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日、米澤委員、宮寄委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。現在出席委員は24名中22名で、農業委員会等に関する法律第27条の規定による成立要件の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。22番の北川委員と1番の玉岡委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていきますので、ご承知おきください。なお、府中地区担当委員として坂口推進委員に出席をして頂いております。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は報告案件ですので報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号は、賃貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田のみの2筆、面積は合計4,383㎡について通知がありましたので報告いたします。	
議長	説明が終わりました。以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。まず、議案書第1号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 依那古地区、所在地は沖の畑7筆、面積は合計842㎡、譲渡人は成年被後見人○○○○さんの成年後見人である東大阪市の○○○○さん、譲受人は沖の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は62aで許可後は70aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が41年、妻が30年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、耕耘機をそれぞれ1台所有されており、野菜を耕作される予定です。現地は自宅から1km以内で車で2分以内であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。	
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。	
藤室委員	3月26日に現地確認をしました。畑の筆数は多いですが、○○○○さんは現在大阪に住んでおり、○○○○さんはこの農地以外に5条でも農地を譲り受ける為、併せて買うことになりました。農地は点在しており、まとめて買わないと管理しにくく、○○○○さんは地元の人であり、兄弟も営農しており、管理においても協力してもらえらると思いません。	
議長	問題なしとのことですので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。	
一同	(挙手)	

議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.2を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.2 依那古地区、所在地は森寺の田1筆、面積は1,968㎡、譲渡人は上郡の〇〇〇〇さん、譲受人は森寺の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は193aで許可後は213aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が20年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されており、以前から水稻を耕作しております。現地は自宅から約500mと近隣であり、また隣接農地が譲受人の農地であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	譲受人の〇〇〇〇さんは、申請地を以前から耕作しており、今回購入するということです。特に問題はありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.2は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.3を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.3 柘植地区、所在地は野村の畑1筆、面積は515㎡、譲渡人は滋賀県大津市の〇〇〇〇さん、譲受人は野村の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は71aで許可後は76aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が20年、妻20年、子5年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、耕耘機をそれぞれ1台所有されており、野菜を耕作される予定です。現地は自宅から徒歩3分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
松山委員	3月22日に現地確認をしました。〇〇〇〇さんの家屋とともに購入することになった畑で、今後耕作していくとのことです。問題はありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.3は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.4を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.4 西柘植地区、所在地は楯岡の田1筆と畑1筆の合計2筆、面積は合計66.52㎡、譲渡人は楯岡の〇〇〇〇さん、譲受人は楯岡の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は29aで許可後は30aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が15年、妻10年、父50年、母35年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、耕耘機をそれぞれ1台所有されており、隣地の所有する畑と一括利用し野菜を耕作される予定です。現地は自宅から徒歩3分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、西柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
仁保委員	3月26日に現地確認をしました。〇〇〇〇さんの家の斜め前の農地ですが、耕作はしておらず、隣人である〇〇〇〇さんが譲受け、隣接する所有の農地と併せて、今後野菜を耕作されるとのことです。問題はありません。

議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.4は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.5を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.5 西柘植地区、所在地は楯岡の田2筆と畑1筆の合計3筆、面積は合計100.32㎡、譲渡人は楯岡の〇〇〇〇さん、譲受人は楯岡の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は68aで許可後は69aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が35年、妻も35年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されており、隣地の所有する農地と一括利用し以前から水稻を耕作しております。現地は自宅から徒歩5分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、西柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
仁保委員	3月26日に現地確認をしました。No.4の申請と同様で〇〇〇〇さんの農地を〇〇〇〇さんが譲受けて耕作をするとのことです。問題はありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.5については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.5は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.6を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.6 新居地区、所在地は東高倉の畑1筆、面積は459㎡、譲渡人は東高倉の〇〇〇〇さん、譲受人は東高倉の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は現在322aで、取得後の耕作面積は327aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。常時従事者は農作業歴50年の譲受人本人と農作業歴35年の妻が農業に従事されます。小豆と黒豆を耕作される予定で、農機具はトラクター・耕うん機・田植機・コンバインを各1台所有されております。申請地は自宅から約300mと近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、新居担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	3月27日に現地確認を行いました。譲渡人の〇〇〇〇さんは4月に入ってすぐにお亡くなりになりました。家族葬でしたので、私もつい最近知りました。
事務局	お亡くなりになった方が譲渡人として、許可をすることはできませんので、配偶者やお子さんに相続登記をしてから、つまり、相続人から今回の譲受人である〇〇〇〇さんへの3条申請をして頂くこととなります。つきましては、本日のこの案件は議案から外させて頂きたいと考えます。
議長	譲渡人が亡くっているため、事務局の説明のとおり、この案件は議案から外すことよろしいか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、議案第1号No.6は議案から外すことと致します。賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.6は議案から外すことに決定しました。続きまして議案第1号No.7を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.7 花之木地区、所在地は大野木の畑1筆、面積は114㎡、譲渡人は大野木の○○○○さん、譲受人は大野木の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は現在12aで、取得後の耕作面積は13aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。常時従事者は農作業歴40年の譲受人本人と農作業歴10年の妻が農業に従事されます。玉ねぎを耕作される予定で、農機具は耕うん機を1台所有されております。申請地は自宅から車で2分以内と近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、花之木地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
木津委員	○○○○さんが自身で耕作が出来なくなり、その近くで○○○○さんが耕作を行っており、譲受けることになりました。特に問題はありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.7は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして、譲受人が同一のため議案第1号No.8並びにNo.9を議題をします。事務局より議案の朗読を説明を求めます。
事務局	No.8 花垣地区、所在地は予野の畑1筆、面積は3,300㎡、譲渡人は奈良市の○○○○さん。続きまして、No.9 花垣地区、所在地予野の畑2筆、面積は合計5,320㎡、譲渡人は予野の農事組合法人○○○○ 理事 ○○○○さん、譲受人は西高倉の農事組合法人○○○○ 理事長 ○○○○さんです。譲受人の耕作面積は現在1995aで、取得後の耕作面積は2,081aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農事組合法人○○○○は法人での売上を農業で占めており、役員2名が農業の常時従事者で、総議決権の2/3を確保していることから、農地保有適格法人の要件を満たしております。常時従事者は農作業歴8年から32年の農事組合法人○○○○の理事や職員が、農業に従事されます。野菜と牧草を耕作される予定で、農機具は大型トラクターを3台、プラウ・草刈り機を各1台所有されております。申請地は事務所から車で20分以内と近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
木津委員	3月27日に現地確認を行いました。野菜や牧草を耕作されるとのことです。特に問題はありませんので、宜しく申し上げます。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.8並びにNo.9について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.8並びにNo.9は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして譲受人が同一のため、議案第1号No.10並びにNo.11を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.10 花垣地区、所在地は治田の畑1筆、面積1,164㎡、譲渡人は治田の〇〇〇〇さん。続きまして、No.11 花垣地区、所在地は治田の田1筆、畑1筆の計2筆、面積は2筆合わせまして1,889㎡、譲渡人は治田の〇〇〇〇さん、譲受人は予野の(株)〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇さん。譲受人の耕作面積は現在1,213aで、取得後の耕作面積は1,244aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。(株)〇〇〇〇は法人での売上を農業で占めており、役員2名が農業の常時従事者で、総議決権の2/3を確保していることから、農地保有適格法人の要件を満たしております。常時従事者は(株)〇〇〇〇の役員を含む全従業員5名が農業に従事されます。ブルーベリーと桑を耕作される予定で、農機具はトラクターと耕うん機を各2台所有されております。申請地は事務所から車で近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
浅野委員	3月27日に現地立会を行い、野菜の耕作を始めたいとのことで3月1日に新規営農面接を行った結果、年齢的にも若い方であり許可いたしました。以前にも第3条申請で農地を譲り受け、熱心に耕作されていると感じました。問題はありませので、よろしくお願いたします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	この農地のエリアは青蓮寺パイロットの農地ですか。
浅野委員	はい、そうです。
議長	ほかにご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.10並びにNo.11について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.10並びにNo.11は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.12を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.12 軈田地区、所在地は上友田の田1筆、面積は1,492㎡、譲渡人は上友田の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は上友田の〇〇〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は現在64aで、取得後の耕作面積は79aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。常時従事者は農作業歴40年の譲受人本人と農作業歴15年の妻・農作業歴18年の子供が農業に従事されます。水稻を耕作される予定で、農機具はトラクター・田植機・コンバイン・ユンボを各1台所有されております。申請地は自宅から車で5分と近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、軈田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森田克委員	3月25日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおり譲受人の家の近くの農地です。特に問題はありませので、よろしくお願いたします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.12について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.12は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。まず、議案第2号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 猪田地区、所在地は山出の畑1筆、面積は387㎡、転用地目は雑種地です。申請人は山出の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、特別養護老人ホームさわやか園から東に1kmに位置しており、10ha未満の基盤整備のされていない小規模な農地集団の一角であるから、第2種農地と認められます。当該農地は、山林に囲まれ耕作には不向きな農地であり、長期間休耕地となっていました。今後も管理ができないということから、太陽光発電事業を行い、土地を管理することです。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、太陽光発電施設をするための日照条件も良いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。転用計画につきましては、土地造成については現状の地形をそのまま利用し、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを130枚設置し、設置面積は213㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び東側にある既設水路へ放流する計画となっております。工事期間は許可日から2ヶ月となっております。区や隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、猪田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福永委員	3月27日に現地立会を行いました。申請地は草刈りによる管理をしているのみで、太陽光発電施設として活用したいとのこと。問題はありませので、よろしくお願いします。
議長	問題なしとのこと。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当することに決定しました。続きまして議案第2号No.2について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.2 花垣地区、所在地は予野の畑1筆、面積は331㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は予野の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、駐車場として利用するものです。場所は予野公民館から東に約100mに位置する山林や居宅に囲まれた小集団の整備されていない農地であることから、第2種農地と認められます。申請地は自家用車及び来客用自動車を駐車するために利用するもので、転用はやむを得ないものと判断しました。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透です。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
浅野委員	3月27日に現地立会をおこない、駐車場の不足から拡大をしたいとことで、周辺にも了承を得ており、特に問題はありませので、よろしくお願いします。
議長	問題なしとのこと。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.2は原案のとおり許可相当することに決定しました。続きまして議案第2号No.3について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.3 軀田地区、所在地は中友田の田1筆、面積は49㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は中友田の成年被後見人〇〇〇〇さん、堺市の成年後見人〇〇〇〇さんです。施設の概要は、合併浄化槽の設置場所として利用するものです。場所は軀田小学校から北に約500mに位置する土地で、周囲の状況から、山林に介在する整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地であると認められます。申請地は、昭和54年以前から合併浄化槽を埋設しており、現況は雑種地となっています。顛末書も提出されており、転用はやむを得ないものと判断しました。合併浄化槽で処理した排水は既設水路に放流し、雨水については、自然浸透です。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、軀田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森田克委員	3月25日に現地立会を行いました。事務局からの説明のとおり、昭和54年から浄化槽が設置され利用されている土地です。問題はありませので、よろしくお願ひします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.3は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。まず、議案第3号No.1については、議案第4号「事業計画変更申請について」No.1と併せて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	この案件につきましては、事業計画変更による5条申請となるため、議案第4号No.1と併せてご説明いたします。 No.1 上野地区、所在地は上野車坂町の畑1筆、面積は56㎡、転用地目は宅地です。貸人は上野車坂町の〇〇〇〇さん、借人は上野車坂町の〇〇〇〇さんで、祖父と孫による親族間の永年間の使用貸借権が設定されております。施設の概要は、居宅一棟の新築です。申請地は、みどり保育園から西約400mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。この申請については、平成28年4月8日付、第5-6号で許可になった居宅の新築による案件の、面積増加による事業計画変更となります。変更理由は、以前の建築計画では土地の間口が狭く、利便性が悪いため、所要面積を拡大したためです。事業計画については、土地造成は整地のみで、取水は上水道、排水については、汚水・雑排水は下水道へ放流、雨水については周囲の既設水路へ放流いたします。一体利用地の宅地を含めた全体面積384.29㎡に対し、建築面積は104㎡となっており、建ぺい率は27%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。工事期間は許可日から平成31年7月30日までとなっております。区や周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、上野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
玉岡委員	3月28日に現地立会いをしました。56㎡の畑の転用ですが、間口が狭いく、周辺は住宅に囲まれており、他に利用できる土地がありません。何ら問題はありませので、よろしくお願ひします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1並びに議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1並びに議案第4号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.2を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.2 上野地区、所在地は平野西町の畑1筆、面積は216㎡、転用地目は宅地です。譲渡人は平野六反田の〇〇〇〇さん、譲受人は鈴鹿市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は居宅一棟の新築です。申請地は、〇〇〇〇のすぐ東側に位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。事業計画については、土地造成は整地のみで、取水は上水道、排水については、汚水・雑排水は合併浄化槽を通じて下水道へ放流、雨水は南側の既設水路へ放流いたします。全体面積216㎡に対し、建築面積は56.31㎡となっており、建ぺい率は26%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。工事期間は許可日から平成31年6月30日までとなっております。地元地区及び水利組合、また周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、上野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
玉岡委員	3月28日に現地立会を行いました。申請地の周辺は宅地になっており、住宅を建てるには適した場所であり、何ら問題がありませんので、よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	下水道の完備された旧市街化区域では区長や水利組合の協議書は不要だと思いますが、必要書類としているのですか。
事務局	旧市街化区域におきましても水利組合のある地域のございますし、区長に農地転用を行うことを承知して頂く旨も含めて、現在では区長の存在する地区全てで協議書を提出して頂いております。
議長	ほかにご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.3を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.3 中瀬地区、所在地は西明寺の畑2筆、面積は合計619㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は大阪府守口市の〇〇〇〇さん、譲受人は四十九町の(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。施設の概要は、お墓の参拝者用駐車場です。申請地は、友生ICから約350mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。当該農地は、所有者が耕作に関わっておらず、長期間休耕地となっていました。申請地の隣地にあるコリアン墓地を所有し管理している申請法人に土地を譲渡し、以前から駐車場が無く、墓参りに来た車が近隣からも迷惑が掛かっていたため、駐車場として土地を利用してもらうとのことです。周囲が墓地に囲まれた狭小な農地であり、他に適した土地が無いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。事業計画につきましては、土地造成については整地のみで砂利を敷く予定です。取水は無く、排水は雨水のみで水路を設置し、既設雨水桝へ接続し排水する計画となっております。工事期間は平成31年6月1日から平成31年7月末日までとなっております。区や周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西田委員	3月28日に現地立会を行いました。周辺は墓地となっており、申請地のみが農地として残っていることから、墓地用の駐車場として適していると思います。問題はございません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.3は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.4を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.4 依那古地区、所在地は沖の畑18筆、面積は合計2,225.91㎡、転用地目は宅地及び雑種地です。譲渡人は沖の〇〇〇〇さん他8名、譲受人は沖の(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さんです。施設の概要は駐車場及び車庫兼作業所の新築です。申請地は、依那古駅から北約500m以内に位置することから、第2種農地と認められます。平成26年4月頃から事務所北側の農地の一部を従業員用駐車場として利用されていたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。申請法人の従業員用駐車場や社用車が手狭になったことにより、当該農地を譲り受け、事業所を拡大するというもので、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。事業計画については、隣接する事業所の土地の高さまで盛り土を行い整地します。取水は無く、排水は雨水のみで、敷地内に側溝を整備し、北側の既設水路へ放流いたします。一体利用地である雑種地を含めた全体面積2,242.8㎡に対し、駐車場面積は1,542.8㎡、宅地面積は700㎡、建築面積は330㎡となっており、建ぺい率は47.14%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。工事期間は許可日から6ヶ月以内となっております。区や隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	昨年に駐車場として転用許可をした土地の隣接地の申請であり、以前から転用を行いたかった土地とのことです。また、〇〇〇〇としては踏切を通して行き来する土地ですので、踏切は現状では狭く、今後は車の待避場とも利用できますので、安全性が増すと思います。特に問題はありませんので、よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.4については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.4は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.5を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.5 壬生野地区、所在地は山畑の田1筆と畑4筆の合計5筆、面積は合計367.91㎡、転用地目は雑種地です。貸人は上野田端町の〇〇〇〇さん、借人は上野田端町の(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんで、20年間の使用貸借権設定がされています。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、山畑農事集会所から東に約400mに位置しており、周囲が宅地や河川に囲まれた10ha未満の小規模な基盤整備のされていない農地集団に属する農地であることから、第2種農地と認められます。平成30年から土地を整備し、近隣住民の駐車場として利用されていたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。当該農地は、所有者が耕作に関わっておらず、長期間休耕地となっていました。現状は駐車場として整備し原状回復は難しく、太陽光発電事業を行う申請法人へ土地を貸し、土地を管理してもらうとのことです。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、太陽光発電施設をするための日照条件も良いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを120枚設置し、設置面積は148.176㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び既存側溝へ放流する計画となっております。工事期間は許可日から平成31年8月31日となっております。区や隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、壬生野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
北出委員	3月28日に現地立会を行いました。申請地は駐車場として利用されており、今後は個人の土地を会社で管理し、太陽光発電施設として利用したいとのことです。周辺地域にも問題はありませんので、よろしくをお願いします
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第3号No.5は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.6を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.6 壬生野地区、所在地は山畑の田4筆と畑1筆の合計5筆、面積は合計4,805㎡、転用地目は雑種地です。貸人は上野田端町の〇〇〇〇さん、借人は上野田端町の(株)〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇さんで、20年間の使用貸借権設定がされています。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、いがまちスポーツセンターから南東に約2kmに位置しており、10ha未満の小規模な基盤整備のされていない農地集団に属する農地であることから、第2種農地と認められます。当該農地は、所有者が耕作に関わっておらず、長期間休耕地となっていました。現状は獣害がひどく農地として利用することが難しいことから、太陽光発電事業を行う申請法人へ土地を貸し、土地を管理してもらうとのことです。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、太陽光発電施設をするための日照条件も良いことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。一体利用地の雑種地1,786.79㎡を含む全体面積6,591.79㎡に対し、太陽光パネル2,016枚を設置し、設置面積は2,392.78㎡となります。また、電力会社への連携設備としてキュービクル1基及びパワーコンディショナ11基による受変電設備12.34㎡を設置します。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び北側の既存水路へ放流する計画となっております。工事期間は許可日から平成31年8月31日となっております。区や隣接所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、壬生野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
北出委員	3月28日に現地立会を行いました。耕作放棄地となっている土地で太陽光発電施設として管理されれば、現状の荒れた状態よりは景観が良くなり、道路の見通しもよくなります。よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.7を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.7 府中地区、所在地は服部町の田18筆、面積は合計19,347㎡、転用地目は一時転用です。賃貸人は服部町の〇〇〇〇さん 他10名、賃借人は西明寺の〇〇〇〇(株)代表取締役 〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するものです。申請地は、服部町のアピタから北西に約400m、〇〇〇〇の北に位置する農振農用地および第1種農地に該当します。申請法人〇〇〇〇(株)は、平成5年3月に設立された法人で、伊賀地域を中心に建設業を行う一方、平成7年10月に県内において砂利採取業の登録を受け、砂利採取業を行っております。採取計画によりますと、全体面積19,347㎡に対し砂利採取面積は18,574.2㎡、について、2mの保安距離を確保し、掘削深7m、安定勾配1:1.2で切り込み、93,341.7㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は、場内に一時堆積し水切りした後、申請地から東約4km付近に位置する伊賀市千戸地内の〇〇〇〇株式会社のプラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深7mのうち、旧表土を0.4m、山土を6.6m充てる計画となっております。山土については、申請地から東へ約15km付近に位置する、伊賀市真泥地内(真泥飛び地)にある(株)〇〇〇〇の土採取場からの山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済みであり、危険防止計画を策定し、危険防止のための標識及び、安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮され、道路保護のため鉄板を敷きます。排水は雨水のみで、南側の既設水路から服部川へ放流する計画となっております。事業は自己資金にて行い、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しは、当該申請者と(株)〇〇〇〇が工事完成保証人となっており、預託金処理契約もされていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請も行われているとともに、区や周辺地権者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断しております。

議長	只今の説明に関連して、府中地区担当の米澤委員は欠席ですが、坂口推進委員が出席して頂いておりますので、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	3月25日に現地立会いをいたしました。現在、砂利採取を行っている服部町のスシローの裏手の土地の砂利採取が終わり次第、申請地での砂利採取を始めたいたこととです。特に問題はありませので、よろしくお願います
議長	問題なしとのこととです。これより質疑に入ります。ご意見ございませなか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ので、議案第3号No.7は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続して、議案第3号No.8を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.8 軀田地区、所在地は上友田の畑1筆、面積は223㎡、転用地目は宅地です。借人は上友田の〇〇〇〇さん、貸人は上友田の〇〇〇〇さんです。施設の概要は居宅1棟の新築です。場所は軀田小学校から南東に約500mに位置し、隣接する基盤整備された農地とは土性がことなることとから、一団の農地としては取り扱わず、山林や宅地に囲まれた10ha未満の農地の一角に位置する整備されていない農地であるため、第2種農地と判断します。申請地の面積は223㎡であり、居宅の建築面積は61.35㎡ので、建ぺい率は27.5%となり、許可基準の22%を満たしたおります。また、取水は上水道、生活排水は公共下水へ直接放流します。雨水については、既設側溝へ放流します。工事期間は許可日から6月末日までとなりませ。他に利用できる所有地はなく、転用はやむを得ないものと判断しました。地元地区や周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はありませ。
議長	只今の説明に関連して、軀田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森田克委員	3月25日に現地立会を行いました。祖父の土地に孫の家を建築することとで、何ら問題はありませ。
議長	問題なしとのこととです。これより質疑に入ります。ご意見ございませなか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.8について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ので、議案第3号No.8は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.9を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.9玉滝地区、所在地は玉瀧の畑5筆、合計面積は1,233.32㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は玉瀧の成年被後見人〇〇〇〇さん、成年後見人社会福祉法人 〇〇〇〇 理事 〇〇〇〇さん、譲受人は大阪市の(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設の設置です。場所は玉瀧の里出生活改善センターから南に約50mに位置する基盤整備がされておらず、山林・住宅に囲まれ、周囲の基盤整備された農地とは土性が異なるため、10ha未満の小規模な農地区域に含まれる第2種農地と認められませ。所有者による耕作活動が困難で土地を有効利用するため今回の申請となりませ。電力会社との協議や経済産業省の認定も受けており、日照条件も良く、他に利用できる所有地は無く今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、雨水は自然浸透及び、既設水路に放流します。また、申請地の周囲にはフェンスを設置いたします。工事期間は5月15日から7月10日までとなりませ。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありませ。
議長	只今の説明に関連して、玉滝地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

吉岡康委員	3月25日に現地立会を行いました。周囲は限界集落となっており、申請地にも空き家となっており、今回、太陽光発電業者に売り渡し、家の解体を行ってもらうとのことです。特に問題はありませので、よろしくお願ひします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.9については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.9は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.10を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.10 阿保地区、所在地は阿保の田1筆、面積は1,719㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は阿保の〇〇〇〇さん、譲受人はゆめが丘の〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設の設置です。場所は伊賀市役所 青山支所から南東の約450mに位置することから第2種農地と認められます。所有者による耕作活動が困難で土地を有効利用するため今回の申請となりました。電力会社との協議や経済産業省の認定も受けており、日照条件も良く、他に利用できる所有地は無く今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ放流します。また、申請地の周囲にはフェンスを設置いたします。工事期間は許可日から4月末日となります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願ひします。
森本委員	3月27日に現地立会を行いました。長い間、休耕状態の土地でしたので、所有者が有効活用するとのことです。やむを得ないと思ひます。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.10について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.10は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.11を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.11 阿保地区、所在地は阿保の田1筆、面積は419㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は阿保の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪府高槻市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設の設置です。場所は伊賀市役所 青山支所から北西に約500mに位置することから第2種農地と認められます。所有者による耕作活動が困難で土地を有効利用するため今回の申請となりました。電力会社との協議や経済産業省の認定も受けており、日照条件も良く、他に利用できる所有地は無く今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ放流します。また、申請地の周囲にはフェンスを設置いたします。工事期間は許可日から5月末日となります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願ひします。
森本委員	3月27日に現地立会を行いました。耕作放棄地となっており、周囲にも太陽光発電が増えてきており、この先もこの農地を耕作するのが難しく、転用はやむを得ないと思ひます。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.11について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。
一同	(挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第3号No.11は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.12を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.12 阿保地区、所在地は青山羽根の畑1筆、面積は611㎡、転用地目は雑種地です。貸人は奈良県大和郡山市の〇〇〇〇さん、借人は青山羽根の〇〇〇〇(株)代表取締役 〇〇〇〇さんです。場所は新羽根橋から南に約300mに位置し、山林と住宅に囲まれた基盤整備をしていない狭小な土地であるため第2種農地と判断しました。所有者による耕作活動が困難で土地を有効利用するため今回の申請となりました。近隣に資材置場及び物置小屋を検討した結果、申請地以外に条件に合う土地が無く、今回の転用申請については、やむを得ないものと判断しました。土地造成はなく、取水もなく排水は雨水のみで自然浸透です。工事期間は許可日から5月末日となります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、物置小屋につきましては、無断転用であったため、顛末書を提出して頂いております。
議長	只今の説明に関連して、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森本委員	3月27日に現地確認をしました。耕作が困難で土地であり、物置小屋については顛末書も提出されており、資材置場として利用することは、やむを得ないものと考えます。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	許可された一時転用期間内に工事が終わらない場合は再度延長をするのか。
事務局	期間内に終わらなければ、延長申請をすることになります。
西田委員	完了確認に来るのは、農林振興課・農業委員会・貸人・借人ですか。
事務局	完了確認に出席する方は、農林振興課・農業委員会・委任を受けた方です。
議長	ほかにご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.12について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.12は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第5号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第5条No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 山田地区、所在地は平田の田1筆、面積は85㎡、現況は宅地です。願出人は平田の〇〇〇〇さんです。場所は、伊賀ふるさと農協大山田支店から東約300m以内に位置しており、周囲を宅地に囲まれた10ha未満の小規模な基盤整備のされていない農地集団に属する農地であることから、第2種農地と認められます。申請地は、昭和34年から農機具類格納庫を建築し、宅地として利用しています。固定資産税名寄帳兼課税台帳からもその当時に宅地が建築されていたことが確認できております。現地調査を行ったところ、現在も建物があり利用されており、農地に戻すことは困難であることから、非農地として問題はないと確認できました。
議長	只今の説明に関連して山田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中尾委員	事務局の説明のとおりです。現農舎はかなり古いですが、そのまま利用するとのことで、農地にもどすことも出来ませんので、よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

一同	意義なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号No.1について、原案のとおり下付することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号No.1は原案のとおり下付することに決定しました。続きまして議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。新規設定30件、再設定26件で、計画面積は合計202,901㎡です。また、議案書とは別に「農地利用配分計画の認可について」の資料がございますが、こちらについては、以前に農地中間管理事業の関係で利用権設定があった案件についての、県の認可が下りたものの通知となります。参考資料としてお渡しさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(利用権の説明)</p> <p>以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法18条第3項の要件を満たしております。</p>
事務局	説明が終わりました。これより10分間の休憩及び確認時間といたします。 <<休憩>>
議長	休憩時間・確認前に引き続き会議を再開し、質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、原案のとおり計画決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定することに決定しました。続きまして、議案第7号「農業委員会委員の辞任について」を議題とします。昨年度、脳梗塞により数回入院を繰り返し月次総会も欠席されることもあり、この度、農業委員会会長あてに3月25日付けの辞任届が、3月27日に郵便で事務局に提出されました。農業委員の辞任については農業委員会法に定めのあるところであるので、事務局より委員等に辞任について説明を求めます。

事務局	<p>議案第7号農業委員会委員の辞任についてご説明申し上げます。 平成31年3月25日付けで府中地区農業委員の米澤俊孝委員より辞任届の提出がありました。本議案については、当該委員の辞任に同意を受けようとするものでございます。</p> <p>1 農業委員氏名は米澤俊孝委員です。 2 辞任理由は「一身上の都合による」。 3 根拠法は、農業委員会等に関する法律第13条第1項に「委員は正当な事由があるときは、市町村長および農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」という規定でございます。</p> <p>会長の説明でもありましたとおり、米澤委員におかれましては昨年脳梗塞を患い、入院を繰り返しておりました。幸い現在は回復しており日常生活に支障はないものの、今後、再発する可能性も高く、総会に出席できないなど、農業委員としての職務遂行に支障がある状況であり、事務局としては委員辞任の正当な事由があると認められると考えております。</p> <p>今後の流れとしましては、本日農業委員会の同意が得られましたら、市長の同意手続きに入ります。市長あての辞任届と本日の農業委員会の議事録を提出し市長の決裁日をもって当該委員の辞任が決定し、同日辞任日となります。</p> <p>その後でございますが、「伊賀市農業委員会の委員の選任等に関する要綱第10条第1項」におきまして、市長は、農業委員に欠員が生じ、かつ、その数が伊賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条に規定する農業委員の定数の3分の1を超えた場合は、速やかに欠員となる農業委員を補充しなければならないとなっております。さらに第2項で、農業委員の欠員数が前項の欠員限度数を超えない場合であっても委員会の運営に支障をきたす恐れがあると認めるときは、欠員となる農業委員を補充するものとする。となっております。</p> <p>したがって、辞任が決定しましたら、地区の意向を聞き取りながらその準備を進めてまいります。事務局からは以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第7号について、米澤委員の辞任に同意をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第7号は米澤委員の辞任に同意することに決定しました。
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、第23回農業委員会総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 元年 5月 10日

会長

浅野 潤憲

⑩

議事録署名者

玉岡 則生

⑩

議事録署名者

北川 俊一

⑩